



公益法人だより

H25. 4. 2

VOL. 9

鹿児島県 学事法制課

1 鹿児島県公益認定等審議会の開催状況及び答申法人数

平成24年度

(1) 開催状況 24回 (H24. 6. 21~H25. 3. 27)

(2) 答申法人数 138件

{	移行認定	79件
	移行認可	56件
	公益認定	1件
	変更認定	2件

2 特例民法法人の移行等状況

- 公益法人制度改革関連3法の施行後、鹿児島県公益認定等審議会で答申した法人数は、下記のとおりとなっています。

●鹿児島県の状況

(H25. 3. 31現在)

法人数 A	公益法人へ	一般法人へ	小計 B	解散・合併等 C	進捗率 (B+C)/A	一般法人から 公益法人へ
344	平成21年度 5法人	平成21年度 1法人	266法人	平成21年度 6法人	85.75%	平成22年度 2法人 平成23年度 1法人 平成24年度 1法人
	平成22年度 26法人	平成22年度 1法人		平成22年度 4法人		
	平成23年度 70法人	平成23年度 28法人		平成23年度 10法人		
	平成24年度 79法人	平成24年度 56法人		平成24年度 9法人		

(※ 法人数Aは、平成21年12月1日現在の特例民法法人数(国からの移管を含む。))

●全国の状況

(H25. 3. 31現在)

法人数 A	公益法人へ	一般法人へ	合計 B	進捗率 (B/A)
23,856	8,114	9,063	17,177	72.00%

(※ 法人数Aは、平成21年12月1日現在の特例民法法人数)

3 電子申請IDの取得

移行申請手続や移行後の各種書類の提出については、電子申請で行っていただくことを推奨しております。電子申請を行いますと、申請書類の審査もスピーディーに行えますので、早期のID取得をお願いします。

4 情報コーナー

公益法人制度改革に伴う新制度上の公益法人及び一般法人への移行登記を完了した法人は、行政庁への届出や定期提出書類の提出が義務付けられていますが、今回は移行後に法人が作業しなければならない主な業務を取り上げましたので、今後の事務処理の参考にしてください。

(1) 公益法人

ア 移行登記完了の届出

特例民法法人の解散の登記及び設立の登記をした後、遅滞なく、行政庁及び旧主務官庁に設立の登記に係る登記事項証明書（履歴事項証明書）を添付して、その旨を届け出なければなりません。（整備法第106条第2項、整備法施行規則第12条）

移行認定を受けた日から起算して30日を経過しても移行登記の届出をしない場合には、行政庁から、相当の期間を定めて移行登記をすべき旨の催告を行います。また、それにもかかわらず移行登記をしないときは、行政庁から移行認定を取り消されることがあります（整備法第109条）。

イ 事業計画書等の作成・備え置き

公益法人は、毎事業年度開始の日の前日までに、当該事業年度の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（以下「事業計画書等」という。）を作成し、当該事業年度の末日までの間、事業計画書等を主たる事務所に、その写しを従たる事務所に備え置く必要があります（認定法第21条第1項、認定法施行規則第27条）。

特例民法法人が移行認定を受けて公益法人となった場合の最初の事業年度に係る事業計画書等については、移行の登記をした日以後遅滞なく作成し、備え置く必要があります。

なお、公益法人となった場合の最初の事業年度に係る事業計画書等については、行政庁への提出は不要です。

ウ 移行後に、申請した事項を変更する場合の手続

移行認定を受けて公益法人に移行した後、申請した事項を変更する場合には、変更認定又は届出の手続を行わなければなりません。

公益目的事業の種類及び内容等の変更を伴う場合は、当初の移行認定を受けた根幹を変更することになるので、当初の移行認定の申請書類と基本的に同様の申請書類を提出していただく必要があります（認定法第11条、第12条）。

また、①名称又は代表者の氏名の変更、②内閣府令〔認定法施行規則第7条〕で定める軽微な変更、③定款の変更（変更認定を受けるべき事項の変更は除かれます。）、④内閣府令〔認定法施行規則第11条第2項〕で定める事項の変更については、事後、遅滞なく、届け出る必要があります（認定法第13条）。

※ 移行後の定期提出書類に係る手続等につきましては、公益法人インフォメーションにも手引き等が掲載されています。また、「公益法人だよりVOL. 7」でも、定期提出書類の要点をまとめてありますので、参考にしてください。

(2) 一般法人

ア 移行登記完了の届出

特例民法法人の解散の登記及び設立の登記をした後、遅滞なく、行政庁及び旧主務官庁に設立の登記に係る登記事項証明書（履歴事項全部証明書）を添付して、その旨を届け出なければなりません。（整備法第121条第1項、第106条第1項、整備法施行規則第12条）

移行認可を受けた日から起算して30日を経過しても移行登記の届出をしない場合には、行政庁から、相当の期間を定めて移行登記をすべき旨の催告を行います。また、それにもかかわらず移行登記をしないときは、行政庁から移行認可を取り消されることがあります（整備法第131条第2項）。

イ 公益目的財産額等の確定手続

移行法人（公益目的支出計画を実施する法人）は、移行の登記をした日から公益目的支出計画を実施していくこととなりますので（移行の登記をするまでは特例民法法人）、法令上、公益目的財産額の算定日は移行登記の日の前日となっています（整備法施行規則第2条）。

従って、移行の登記を行った法人（移行認可申請時の公益目的財産額が零を超える法人）は、移行の登記の日の前日を算定日として、同日の貸借対照表に基づき公益目的財産額（確定額）を再度算定し、移行の登記の日から3箇月以内に公益目的財産額等の確定の手続を行わなければなりません（整備法施行規則第33条）。その際、公益目的財産額の確定額の算定に当たって、移行認可申請時に用いた不動産鑑定士の評価額などは確定時の評価額としてそのまま用いることができます。

また、移行認可申請時の公益目的財産額と確定額が異なる場合は、公益目的支出計画の実施期間も併せて確定させることとなります。

ウ 移行後に、申請した事項を変更する場合の手続

移行法人にとって事業活動の基本は、認可を受けた公益目的支出計画です。したがって、認可を受けた公益目的支出計画の変更をしようとする場合には、変更認可の手続を行わなければなりません（整備法第125条）。

ただし、①名称若しくは住所又は代表者の氏名の変更、②公益目的支出計画における軽微な変更（整備法施行規則第35条）、③残余財産の帰属に関する定款事項の策定又はその変更、④移行法人の存続期間若しくは解散の事由に関する定款事項の策定又はその変更、⑤解散（合併による解散を除く。）については、事後、遅滞なく、届け出ることです（整備法第125条）。

※ 公益目的支出計画を実施する一般法人の定期提出書類に係る手続等につきましても、公益法人インフォメーションに手引き等が記載されています。また、「公益法人だよりVOL. 7」でも、定期提出書類の要点をまとめてありますので、参考にしてください。

参考

- 過去の公益法人だより（鹿児島県ホームページ>くらし・環境>公益法人>新公益法人制度の概要>公益法人だより）
 - ・ 公益法人だより VOL. 1 公益法人インフォメーションの紹介

- ・ 公益法人だより VOL. 2 移行認定申請までの事務の流れ
- ・ 公益法人だより VOL. 3 定款の変更の案と認定基準
- ・ 公益法人だより VOL. 4 移行申請スケジュール
- ・ 公益法人だより VOL. 5 一般法人への移行
- ・ 公益法人だより VOL. 6 移行認定申請書作成上の注意点
- ・ 公益法人だより VOL. 7 公益法人・移行法人の定期提出書類の要点
- ・ 公益法人だより VOL. 8 公益法人の変更認定・変更届出
移行法人の変更認可・変更届出

5 お知らせ

<未申請法人に対するヒアリングについて>

本年11月30日までに移行申請又は解散を予定している特例民法法人の進捗状況や問題点を把握するために、5月中にヒアリングを計画しています。

日程等について決まり次第、所管課から連絡がありますので、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

<申請書の提出期限について>

公益法人制度改革に伴う特例民法法人の移行期間もあと8箇月となり、未申請の特例民法法人におかれましては、申請書作成も大詰めを迎えていることと思われます。本県では電子申請後の申請書等（添付書類を含む。）の内容修正を極力少なくするために、所管課及び学事法制課におきまして、電子申請前に申請書等の事前審査を実施していますので、申請書等の準備が整った段階で所管課への提出をお願いしていますが、全ての書類が揃わないと事前確認を行わない訳ではありませんので、進捗に応じて所管課に御相談ください。

申請書等の事前審査が終了し、電子申請された申請書等は、正式な審査を経て、鹿児島県公益認定等審議会へ諮問され、概ね2回程度の審議を経て答申が出されます。

本年11月30日が申請期限となっていますが、未申請法人の事前審査が混み合うことも予想され、また、11月30日までに申請書の内容等を整える必要があることから、所管課への申請書持ち込みは、概ね7月中を目途にお願いいたします。

なお、提出された申請書等の事前審査が整った法人から順次審議会で審議することとしていますので御了承ください。

<移行登記希望日について>

本県では、審査が終了し鹿児島県公益認定等審議会から答申が行われた際に、法人が希望する登記の日がある場合には、認定・認可の処分日を調整することで御希望に添えるよう対応していますので、年度途中での移行登記希望がある場合は、早めに所管課に御連絡ください。

なお、今年度は移行申請期限の満了年であり、平成26年4月1日が移行登記希望日の最終日となりますので、御了承ください。